

輸出国での栽培地検査の対象の見直し  
(規則別表1の2関係)

規則別表1の2について、次のとおり改正する(下線部が追加箇所)。

地域	植物	検疫有害動植物	改正の理由
一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、 Bangladesh、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、 <u>バミューダ諸島</u> 、 <u>アルゼンチン</u> 、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリ	(略)	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカシクロトゲコナジラミ)	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。

<p>ナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島</p>			
<p>二 <u>インド</u>、<u>ネパール</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ミャンマー</u>、アラブ首長国連邦、<u>イエメン</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イラク</u>、<u>イラン</u>、<u>カタール</u>、<u>サウジアラビア</u>、<u>シリア</u>、<u>トルコ</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>アルバニア</u>、<u>イタリア</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>英国</u>（<u>グレート・ブリテン</u>及び<u>北アイルランド</u>に限る。以下この表において同じ。）<u>、英領チャネル諸島</u>、<u>オランダ</u>、<u>キプロス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>キルギス</u>、<u>クロアチア</u>、<u>コソボ</u>、<u>スイス</u>、<u>スペイン</u>、<u>スロベニア</u>、<u>セルビア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>フランス</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>マルタ</u>、<u>モンテネグロ</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロ</u></p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びに<u>しまほおずき及びトマトの生果実</u></p>	<p><i>Tuta absoluta</i>(<u>トマトキバガ</u>)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>シア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>			
<p>四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイ</p>	<p>しよくようだいおう、<u>トマト</u>、<u>ほうれんそう</u>、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>ス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、<u>ポルトガル</u>、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、<u>エジプト</u>、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>			
<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、<u>中華人民共和国</u>、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オラ</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスペルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいしよ、ち</p>	<p><i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>ンダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレ</p>	<p>や、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい (さやのない種子を除く。)、アヌビアス属植物、アンスリューム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよう属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>		
---	--	--	--

ドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー			
八 <u>インド</u> 、スリランカ、 <u>タイ</u> 、 <u>台湾</u> 、中華人民共和国、ベトナム、 <u>スイス</u> 、 <u>ケニア</u> 、 <u>コートジボワール</u> 、 <u>セネガル</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ニジェール</u> 、 <u>ブルキナファソ</u> 、 <u>マラウイ</u> 、 <u>南アフリカ共和国</u> 、 <u>アメリカ合衆国</u> 、 <u>グアテマラ</u> 、 <u>コスタリカ</u> 、 <u>西インド諸島</u> 、 <u>ブラジル</u> 、 <u>ベネズエラ</u> 、 <u>メキシコ</u>	アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・ <u>アングスティフォリア</u> 、 <u>エンテロロビウム</u> ・ <u>コントルティシリクウム</u> 、 <u>オエケクラデス</u> ・ <u>マクラタ</u> 、 <u>カリストモン</u> ・ <u>ウィミナリス</u> 、 <u>キャッサバ</u> 、 <u>きゆうり</u> 、 <u>くずうこん</u> 、 <u>クレロデンドルム</u> ・ <u>ウガンデンセ</u> 、 <u>くろみぐわ</u> 、 <u>くわくさ</u> 、 <u>けぶかわた</u> 、 <u>こせんだんぐさ</u> 、 <u>さつまいも</u> 、 <u>しょうが</u> 、 <u>しょうじょうそう</u> 、 <u>じょうやうやし</u> 、 <u>シロギニアヤム</u> 、 <u>しろこやまもも</u> 、 <u>すいか</u> 、 <u>ステノケレウス</u> ・ <u>クエレタロエンシス</u> 、 <u>せいようきらんそう</u> 、 <u>ソランドラ</u> ・ <u>マクシマ</u> 、 <u>たばこ</u> 、 <u>たまさんご</u> 、 <u>だんどぼろぎく</u> 、 <u>ティボウキナ</u> ・ <u>エレガンス</u> 、 <u>てりみのいぬほおずき</u> 、 <u>とうがらし</u> 、 <u>トマト</u> 、 <u>なす</u> 、 <u>なつめ</u> 、 <u>なんごくいぬほおずき</u> 、 <u>にしきじそ</u> 、 <u>にんじん</u> 、 <u>パウロウニア</u> ・ <u>エロンガタ</u> 、 <u>バオバブ</u> 、 <u>はなまき</u> 、 <u>ばらみつ</u> 、	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。

	ばんじろう、ひめのう ぜんかずら、 <u>ビルソニ マ・キドニーフォリア</u> 、 ペポかぼちや、みばし よう、 <u>ユーフォルビア ・プニケア及びヒロセ レウス属植物</u> の生植物 の地下部であつて栽培 の用に供し得るもの		
十 インド、台湾、中 華人民共和国、アゼ ルバイジャン、アル メニア、イタリア、ウ クライナ、ウズベキ スタン、英国、エスト ニア、オランダ、カザ フスタン、キルギス、 ジョージア、スロバ キア、タジキスタン、 チェコ、デンマーク、 ドイツ、トルクメニ スタン、ハンガリー、 フランス、ベラルー シ、ベルギー、ポーラ ンド、モルドバ、ラト ビア、リトアニア、ル ーマニア、ロシア、 <u>ア ルジェリア</u> 、モロッ コ、アメリカ合衆国、 カナダ、アルゼンチ ン、ブラジル、オース トラリア、ニュージ ーランド、ハワイ諸 島	(略)	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エン ドウ萎ちょう 病菌)	リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する対 象地域を規 定。
十一 アイルランド、 英国、 <u>チリ</u> 、ニュージ	(略)	<i>Phytophthora kernoviae</i>	リスクアナリ シスの結果に

ーランド			に基づき、新たに追加する対象地域を規定。
十二 アイルランド、イタリア、英国、英領チャンネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	(略)	<i>Phytophthora ramorum</i>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。
二十 (略)	(略)	<u><i>Pantoea stewartii</i></u> subsp. <u><i>stewartii</i></u> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	分類の変更により有効となった学名を反映。